

部会長

みなさん、おはようございます。

それでは、只今から第 699 回農地部会を開会いたします。

本日は、部会委員の過半数が出席されておりますので、法律第 21 条第 3 項の規定によりまして、本部会が成立いたしておりますことをご報告いたします。

続きまして、本日の議事録署名人には、興居島地区の小池委員さん、粟井地区の梶野委員さん、二人の方をお願いをいたします。

本日は、お手元に配布されている議案書のとおり、第 1 号から第 9 号まで 9 件の議案が提出されておりますので、よろしくご審議の程お願いを申し上げます。

まず、第 1 号議案、農地法第 4 条届出専決処理報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、ご報告いたします。

(藤久次長)

平成 26 年 12 月 26 日から平成 27 年 1 月 23 日までに専決処理した案件は 6 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。

これら 6 件につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から 5 日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。

なお、用途別処理状況といたしましては、住宅用地 3 件 2,567 m²、商工業用地 3 件 2,131 m²となっております。

以上でございます。

部会長

はい、ありがとうございました。

ただいま、事務局から第 1 号議案について説明がありました。

本件について、ご異議等ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

はい、ありがとうございます。

それでは、本件異議なしと認め、原案どおり承認することといたします。

続きまして、第 2 号議案、農地法第 5 条届出専決処理報告について議題

といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、ご報告いたします。

(藤久次長)

平成 26 年 12 月 26 日から平成 27 年 1 月 23 日までに専決処理した案件は 18 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。

これら 18 件につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から 5 日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。

なお、用途別処理状況といたしましては、住宅用地 16 件 10,660 m²、商工業用地 2 件 1,274 m²となっております。

以上でございます。

部会長

はい、ありがとうございました。

ただいま、第 2 号議案について事務局から説明がありました。

本件について、ご異議等ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

はい、ありがとうございます。

それでは、本件異議なしと認め、原案どおり承認することといたします。

続きまして、第 3 号議案、農地法第 18 条第 6 項解約通知報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、ご報告いたします。

(前崎主査)

1 番、2 番は賃借人が同一人であるため、合わせてご説明いたします。

本件は残存小作でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は別人に貸付けたいとしております。離作補償はないとしております

以上でございます。

部会長

はい、ありがとうございました。

ただいま、第 3 号議案について事務局から説明がありました。

本件について、ご異議ご意見等ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

はい、ありがとうございます。

それでは、本件異議なしと認め、原案どおり承認することといたします。
続きまして、第4号議案、農地法第3条許可申請について議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局

(前崎主査)

恐れ入りますが、説明の前に議案の訂正をお願い致します。1番久米地区の案件の譲渡人が成年被後見人西村嘉章、成年後見人池水良三となっておりますが、氏名を入れ替え、成年被後見人を池水良三、成年後見人を西村嘉章に訂正をお願い致します。

それでは、ご説明いたします。

お手元に審査基準1号から7号までを整理した調査票がございますので、併せてご覧ください。

1番、2番は譲受人が同一人であるため、合わせてご説明いたします。

譲受人の池水さんは、新規農業者でございます。

この度、本申請地を取得し又は借受け、農業経営を開始しようとするものでございます。

尚、本件は、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。

3番、譲受人の徳本さんは、農地約62アールを耕作する農業者でございます。

この度、耕作上便利な本申請地の贈与を受け、農業に精進するとともに、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

4番、譲受人の土居さんは、農地約86アールを耕作する農業者でございます。

この度、自宅に近く耕作上便利な本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

5番、6番は譲受人が同一人であるため、合わせてご説明いたします。

譲受人の重松さんは、農地約361アールを耕作する農業者でございます。

この度、本申請地の贈与を受け又は売買により取得し、農業に精進する

とともに農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

7番、8番は譲受人が同一人であるため、合わせてご説明いたします。

譲受人の山本さんは、農地約17アールを耕作する農業者でございます。

この度、自宅に近く耕作上便利な本申請地を借受け、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

尚、本件は、取得後30アール以上となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。

9番、譲受人の中藤さんは、新規農業者でございます。

この度、本申請地を取得し、農業経営を開始しようとするものでございます。

尚、本件は、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。

以上でございます。

部会長

はい、ありがとうございました。

ただいま、第4号議案について事務局から説明がありました。

それでは、ここからは委員さんによります地元説明をお願いいたします。

1番と2番は併用案件でありまして、所在地が久米地区でありますので、安永委員さんからお願いいたします。

安永委員

それでは、地元説明を申し上げます。

先ほど事務局から説明がありましたように、譲受人の池水さんは、親族より本申請地を取得し、新たに農業経営を行うものであります。

農機具等も確保しており、農業経営に対する意欲も充分あることから地元としては了承した訳でございます。

なお、本部会でのご審議をお願いします。

以上です。

部会長

はい、ありがとうございました。

次に、住所地であります味生地区担当の森山委員さんからお願いいたします。

森山委員

それでは池水暁彦さんの新規農業についてご説明いたします。

本申請は議案提出の農地を取得、借受けし新規に農業経営を行うものがあります。

申請人は現在味生地区に在住し、この度申請地である久米地区の農地を取得及び借受け合せて30a以上の案件となっております。地元において営農体制、労働力、経験等を確認いたしましたところ地区審査において了承いたしました。

よって、本部会においてご審議をお願いいたします。

部会長

はい、ありがとうございます。

続いて、7番8番は粟井地区でありますので、梶野委員さんからお願いをいたします。

梶野委員

はい、7番8番9番案件が粟井になりますので、続けて説明して構いませんか。

部会長

はい。

梶野委員

それでは重複しますが、説明します。

7番8番取得後30aになる山本允彦さんの案件ですが、先ほど事務局から説明がありましたように、申請人の山本さんは、粟井地区に居住し、農地約17aを耕作する農業者であります。

今般、粟井地区の農地を借入れし、経営規模の拡大を図るものです。

農作業暦40年の経験を活かし、耕作意欲も十分に感じられましたので、地元といたしましては了承をいたしました。

続きまして、9番の中藤満夫さんの案件ですが、中藤さんは、御幸地区に居住しており、この度粟井地区にて農地を譲り受け、新規に農業を始めたいと申請に及んだものです。

農機具等も確保しており、JAにて営農指導を受けることから、地元といたしましては了承をいたしました。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

部会長

はい、ありがとうございます。

それでは、続きまして、9番の住所地が御幸地区になっておりますので、松下委員さんからお願いをいたします。

松下委員

はい、わかりました。

今、栗井地区のほうからほとんど説明がありましたが、潮見地区の寺井委員が今日は欠席でございますので、私のほうからご説明いたします。

譲受人の中藤さんは、友人の農作業を手伝っておるということのなかから農作業を学び、そして今回の農業者としてやりたいという形のことを考えられておられるということです。

それで、栗井地区の方から説明がありましたように、農地21筆を取得して、新規に農業を開始しようとするものであります。季節野菜、シキミ、柑橘類等を栽培するとの開園計画が提出されております、農地までの距離は約13km、車で約25分と通作可能な距離であり、大型農機具、労働力も確保されております、農業への意欲が十分感じられる上、所在地であります栗井地区の地区審査でも了承されており、本人から聞いたうえでは、しっかりとした考え方を持っておられると思っておりますので、了承いたしました。

本部会でのあらためての審議を、よろしく申し上げます。

部会長

はい、ありがとうございました。

ただいま、第4号議案につきまして事務局並びに地元委員さんから説明がありました。

本件につきまして、ご異議等ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

はい、ありがとうございます。

それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

続きまして、第5号議案、農地法第4条許可申請について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、ご説明いたします。

(藤久次長)

1番、本件申請人は、市内森松町に居住する兼業農家でございますが、この度、将来の安定的な収入を確保するため太陽光発電事業に取り組むこととし、日当たりがよく、四国電力への送電も容易な本申請地に太陽光発電施設を設置したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

本件は、申請面積が1000㎡以上の案件でございますので、後ほど地元委員さんの補足説明を願ったうえでご審議をお願いいたします。

2番、本件申請人は、市内太山寺町に居住する農業者でございますが、社会福祉法人太山寺保育園の移転に伴い、多数の職員より駐車場の申し込みがあることから、今般、移転地に近い本申請地を20台分の貸露天駐車場として整備したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、市役所和気支所から概ね500m以内にあることから第2種農地と判断されます。

3番、本件申請人は、市内権現町に居住する農業者でございますが、この度、新たな収入の確保を図るため、太陽光発電事業に取り組むこととし、日当たりがよく、四国電力への送電も容易な本申請地に太陽光発電施設を設置したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

以上でございます。

部会長

はい、ありがとうございました。

それでは、続きまして、1番の地元説明をお願いいたします。1番浮穴地区の南委員さんからお願いいたします。

南委員

先ほど事務局から説明がありましたように、申請者の相原さんは、森松町にお住まいの兼業農家です。

今般、労力不足のため農地の維持管理が困難であることから、農地転用の許可申請に及びました。

転用の目的、内容ともに適切であるため、地元としては了承した訳ですが、なお、本部会でのご審議をよろしく申し上げます。

部会長

はい、ありがとうございました。
ただいま、事務局並びに地元委員さんからの説明がありました。
本件について、ご意見ご異議等ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

はい、ありがとうございます。
それでは、本件異議なしと認め、原案どおり承認することといたしますが、この案件につきましては県許可分となりますので、意見を付して県知事に送付させていただきます。

続きまして、議案第6号、農地法第5条許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、ご説明いたします。

(藤久次長)

1番、本件受人は、現在、借家住まいで勤務薬剤師をしておりますが、この度、本申請地へ荒物小売の店舗併用住宅を建築し、地域住民の日常生活に必要な物品を提供したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ha未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。

2番、本件受人は、現在、転勤先である新居浜市で社宅住まいをしておりますが、何かと手狭なことから、今般、新たに生活の本拠を構えることとし、本申請地を祖母より借受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ha未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。

以上でございます。

部会長

はい、ありがとうございました。
ただいま、第6号議案について事務局から説明がありました。
本件について、異議等ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

はい、ありがとうございます。

それでは、本件異議なしと認め、原案どおり承認することといたします。
なお、本件は県許可となりますので、意見を付して県知事に送付させていただきます。

続きまして、第7号議案、平成26年度第11号農用地利用集積計画について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、ご説明いたします。

(高瀬主査)

本日の案件6件の内、使用貸借権が4件、賃借権が2件、その内訳は新規が2件、更新が4件、となっております。利用集積計画総面積は合計11,981㎡でございます。

番号1と2の譲り受け人は、約185アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしていきます。

番号3の譲り受け人は、約496アールを耕作する農業者で、新規で使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしていきます。

番号4の譲り受け人は、約150アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしていきます。

番号5の譲り受け人は、農地中間管理機構としての事業を目的の1つとして設立された公益財団法人えひめ農林漁業振興機構で、借り手候補がみついている本申請地に対して農地中間管理事業に係る使用貸借権を設定するものです。権利の取得後、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構が「農用地利用配分計画」を作成し、県の認可、公告を経て借り手の方に6月頃正式に転貸される予定です。

番号6の譲り受け人は、約193アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしていきます。

以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件

を満たしていると考えます。

なお、公告予定日は、平成 27 年 2 月 27 日となっており、公告により効力が発生することとなります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

部会長

はい、ありがとうございました。

ただいま、第 7 号議案について事務局から説明がありました。

本件について、ご意見ご異議等ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

はい、ありがとうございます。

それでは、本件異議なしと認め、原案どおり承認することといたします。

続きまして、第 8 号議案、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出専決処理報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、ご報告いたします。

(前崎主査)

平成 26 年 12 月 26 日から平成 27 年 1 月 23 日までに専決処理した案件は 5 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。

これらにつきましては、適法な届出となっておりましたので、専決処理を行い受理通知書を交付いたしました。

以上でございます。

部会長

はい、ありがとうございました。

ただいま、第 8 号議案について事務局から説明がありました。

本件について、ご異議等ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

はい、ありがとうございます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

続きまして、第 9 号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて議題といたします。事務局から説明をお願いします。

- 事務局
(高瀬主査) それでは、ご説明いたします。
農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。
この件について、適格性を有する方であるかどうかの証明につきましては、農業委員会が行うため、本日の案件としております。
なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。
番号1の相続税の納税猶予を受ける相続人は、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題が無い旨の地元農業委員さんの副申書も添付され、農地につきましても適正に耕作をされています。
以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 部会長 はい、ありがとうございます。
ただいま、事務局から説明がありました。
本件について、ご異議等ございませんか。
- 一同 異議なし。
- 部会長 はい、ありがとうございます。
それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。
以上で本日の提出議案、9件の審議はすべて終了をいたしました。
ここで委員さんのほう、また事務局からの報告連絡等ございましたら、発言をお願いします。
はい、白石委員。
- 白石委員 この前、部会で言っておいた四国電力太陽光は10月までと言っておったのが、新聞等では方向が変わっておったが、どうかなっておるのか。
- 部会長 はい、事務局。

事務局

(中越局長)

白石委員さんの今のご質問にお答えいたします。

太陽光の受付につきましては、四国電力 10 月 1 日で新たに契約申込みを受け付けする対象加盟業者につきましては、平成 27 年 1 月 26 日より契約が再開されるようになりました。

ただ、発電の買い取り料は抑制する方向となっておりますので、今後は四国電力の受け入れ可能量が 219 万 kw に確定しました関係で、今後とも中絶していたほうの回答が出てきているんですが、引き続き回答を保留している 189 件あるということなんですが、今後は契約はしていても、当初と同じような値段で買い取ってもらえるわけでもないの、事業所がそのままやり続けるかどうかは不透明な状況になってきたということ、ただ、先般山本委員さんからもご指摘ご相談があったように、いわゆる優良な農地の上ではできないわけなんで、いわゆるやっついでいいエリアでの相談は今結構駆け込みで出ているのは実は去年の事前に申し込んでいた人らが、計画がもう一回受け付けていただけだったので、出てきている状況にある。ただ、買い取りの金額そのものとともに年間何日以上止めるとかいう電力のほうにも権限が出来だしました関係で、今までどおりの事業計画が立たないということを取り止めするケースの方も出ているように聞いておりますので、今後今までと同じような状況で出続けるかどうかは不確定な状況になっておるということをこの場でご報告させていただきます。

部会長

はい、ありがとうございます。

はい、白石委員。

白石委員

私がお願いしたのは、太陽光発電が社会的な自然エネルギーの要求のなかで、大変勝手な自然エネルギーとして無責任に設置を問われておる。

そのなかで四国電力が、ここでは聞いたところでは 10 月に問いだす、そういったこともあるし、原発問題もあると、こういうなかでお願いしたのは農業委員会もひとつの行政だから、三役の方に当然一度くらいは四国電力へどうだという話し合いをしてもらいたい。

それで、もうひとつは本日の議案の森松町の案件あたりは、道前道後平野の改良区などの区域であったと思ったら、ここは森松町だけど、これは畑地であって、この筆については畑地であって抜けておるということだから、私も地元の委員として認めましたよ。しかし、そういう農振農用地の

問題や除外の問題、そういうことが当然地元の改良区との問題が起きてくるんです。これは建築物じゃないからあとの土地の地目がどうなるかということも当然その設置者に起きてくるんです。税金問題まで起きてくるんですから。

ひとつの行政機関としては、ある程度の方向は示しておく必要があるかと。そのことをお願いしたい。

部会長

はい、松下委員。

松下委員

今回も堀江地区で1件ありましたが、地区審査のときにいわゆる自己責任で太陽光を農地転用したいということでありましたので、私自身のほうからその方にも四国電力は要するにどこかで止めるかもわかりませんよと、そしてまた自分の農地を雑種地にあげるという責任感ですね。そういう形のことも含めて将来四国電力がいつ止めるかもわかりませんよということの前置きを私たちのほうからこの方にもさせていただいて、なおかつ、その人はわかりましたというなかで、今回の申請に及んでおりますので。

それから私どものほうからも四国電力のほうにも聞いておりますが、基本的には四国電力のほうとしては9月までの分についてはなんとか消化したいと、ただ10月以後のぶんについては、これは自己責任でやることですので、あとのことについては、自分で責任を持ってもらいたいと。

例えば15年20年というかたちのなかで、電力が買い入れていくことができないかもわからないと。

そういうかたちのことで、まだ決まってないと、そういうことなので基本的に四国電力さんのほうも今、大変政治の相中のなかで困っているということのなかで、この太陽光についてもそれぞれの自己責任のなかでやっていただきたいと。

自己責任で農地転用していますんで、その分については、自分で責任を持ってくださいよという形のことを、私たちは申請者には伝えております。

そういうことも含めて農地部会も考えていただければと思いますが。

これ自己責任でしょ、自分の田んぼですから。基本的には財産ですから、その人は雑種地にあげるという形のことを農地部会で議決すれば仕方ないと。以上ですが。

- 部会長 はい、ありがとうございました。
- 松下委員 いや、それでいいでしょ。私たちはそう思ってやっているんですが。
- 部会長 はい、ありがとうございました。
他に事務局、連絡報告ありますか。
- 松下委員 いや、今のこと、ちょっと、すみませんけど、今の僕たちのスタンスでいいか、私はそのように自分で判断したなかで、農地転用の方にもそのようにお伝えしましたが、それでよろしいんですか。
電力のほうは0.Kは出しておる。10月以降も。それについて、自分で自己責任で考えて。電気料金上がりますからね。そしたら市民に対しての県民に対しての電力料金はかえって金額が上がってきますので、その分については電力側もまた調整しなくてはいけないということになってきますよね。
そういうことも含めて太陽光についても継続的に四国電力が取るという形のことについても責任を持ってないという回答が返ってきていますので、こういうことは私どものほうからも農地部会の時にその人に説明をしたんですが、そういう説明の仕方でいいでしょ。
- 部会長 はい、今の松下委員の説明、確かに自己責任ということは基本になりますので、われわれもその線でいきたいと思っています。
- 松下委員 はい、わかりました。
- 部会長 事務局、ありませんか。
はい、それでは他にはないようですので、以上で第699回農地部会を閉会いたします。お疲れさまでした。
- 事務局
(中越局長) 次回は、3月10日 火曜日、会場はこちらで行います。
よろしく願いいたします。

午前 11時30分 閉会